廣益俗説辨 八

僧道 人物
神遺 近世

和書門
類 九二四一號 一八九函 二一九架 二冊

内閣文庫
和書 類 九二四一號 二冊 二二二函 七架

内閣文庫
番號	和	9241
冊數	21 (9)	
函號	212	70

国立公文書館 National Archives of Japan

廣益俗説辨巻十五目録

僧道

一 百濟の僧日羅来朝の説

二 片岡の飢人と達磨と云説

三 行基菩薩と卵生せしの説 小補

新 新羅の僧乃行叡と盗し殺さるゝ説

四 弘法大師論徳 附 守敏僧都の説 訂補

五 眞雅阿闍梨在原業平の代りて歌を詠する説

六 柿本紀僧正霊染殿后を悩ます説 訂補

補 玄昉僧正還亡の相ある説

七 志賀寺上人京極御息所に逢て執念をはらしし説
八 慧心僧都寂せし時胸より蓮華を生せし説
九 西行法師普賢菩薩を拝する説

廣益俗説辨巻十五

井澤長秀 輯録

僧道

一 百濟の僧日羅来朝の説

俗説云、日羅ハ百濟の僧なり。来朝して聖徳太子の師となれり。

今按ずるに日本紀云、敏達天皇十二年の秋七月丁酉の朔、詔していはく、我先考天皇の世に、新羅、内官家の國を滅す。先考天皇任那をとりかへさんとおぼしめしなから果さすして崩し給ふ。朕その御心を扶て謀をめくらし

任那をおこさんとて我か人今百済よりめさる火葦
北の国造（今考るに肥前肥後をむかしは火の国といひ葦北にて肥前肥後と次第し肥後国芦北郡の名をなり古ハ芦北國阿蘇國天草國とぞありし造とハ今の國司の事なり今の國造をさして肥後北方の三国を兼して紀）
後國に阿利斯登の子達率日羅（弘仁私記に云）是賢に
かへうりして勇あり朕彼と相はからんとて我か上也と云
紀国造押勝吉備海部直羽島を百済に遣はし
て日羅をとらへし先給ふ冬十月二人此使百済
よりかへりて百済王日羅をおしみてそ加へさゝ奉よ
し我奏次の歳又羽島を百済につかはし給ふ
羽島百済にゆきてまつ門へ至りて日羅に逢ふ人

てかれまてひそかに日羅か門にいたりけるに
く有て家の内より韓婦出て羽島をまねき
島を招きてわれさきへ入されとも後に従て内に入
日羅むかへて手をとり座上につかしめて
ていはく百済王天朝をうたかひ奉りて我を
まされて後をさへて人を返卿宣勅をもて人もとし
あらはしていそき召されよといふ羽島百済
王に逼て急にめしけれハ百済王恐れて
日羅を返して我朝の勅をおそれて日
て帰る其とき此人をそへて日本に帰る

日羅ハ吉備の兒嶋の屯倉にいませりし朝廷
大伴糠手子連をつかはしてめしよせ給ふ労給ふ大夫
等を難波の館につかはしてよろこばしむ
此比日羅被甲乗馬して門の下に至り
廳前に出て進退跪拝しつゝ檜隈宮
御寓天皇宣化天皇の世に我君大伴金村大連国
家の為に海の表につかはしし火葦北国造刑部
靭部阿利斯登が子臣達率日羅天皇のめしを
承りて来朝せりとて甲をぬぎて天皇に奉る別
館を阿斗桑市に営みて日羅を住せしむ阿倍

目臣物部贄子連大伴糠手子連をつかはして国
の政を日羅にとはしめ給ふ日羅こたへていはく
天皇の天下を治めたまふ事ハかならず黎民
を護養したまふにあり何ぞすみやかに兵を
おこさんや務のまもくハ則百姓の鏡となす事
三年ゆかして食を足し兵を足し使民をよろこ
ばしめて水火をさけずして國家をうれへしむ國の難
然うて後に多く船舶を作りて海につらね
津ごとに置きて蕃客に見せしめて使を百済に遣して
百済王をめしよせよ若まいらずハ王子を呼来(?)

ことに化そめ重て欽伏の気色生せしめ給ふに
羅代ハ終に他しく奏せんも今日羅に具して
日本に来れる恩率参官等百済へ帰らんとすれ
ば彼徳爾といふ者をちかづけ汝ハ志かるらく
我つくしを過る内にて我等が驅使となるべきところをそなへ
日羅を害すべしそれがし王に申して爵禄を
あたへんといへハ徳爾等諾してそのまゝ日羅が来
市村より難波の館にうつりけるをうかゞひて是
を殺す此故に詔して小郡西畔丘に収め葬り
日羅が妻子を百済の者と一所に置はいつの村に

妻子かへんとて別家にて重徳爾等をとらへしめ給ふ
同志の者を羅に依しける故使を芦北に
つかはし日羅の眷属を召て徳爾等を賜ふ芦
北君らは是を殺して弥売嶋に投つ日羅が
屍は芦北にうつし葬むとかつ其日羅は
百済の者にかへりて肥後国芦北郡の領主の子
にて賢にして勇ありし今芦北郡に日羅が古墓ありといふ
書き日羅が葬りし地ありて後人堂を建て地蔵を安置し日羅勝軍地蔵と崇む
宣化天皇の御宇に百済に赴て其ころ欽明
帝此国に従て仕官せしかば此なりし申て被る

乘鸞のよすゝんで弥ちしきわの代をかけて傳
にわたりさる代ちあ本へし該よ政事をおこなへて帝の代
いさむとみえとも一言半句浮屠の事にわたりし傳
厩戸皇子にわたる人おもてれし先をよみいれて傳說の
誤の代ちあるべし

二 片岡飢人を達磨と云説

傳說云聖徳太子片岡にわたりて達磨にあひし語說
或云日本紀に推古帝二十一年厩戸皇子片岡
にわたりて路のほとりに飢者の臥したるをみ給
ひ食をあたへ衣服をぬぎて

し先路人家に飢者歌の縁すきわの拾遺集
に聖徳太子片岡の道の人みれ家よたちけり
に飢たる人道のほとりにゆきわの上古の
書にさまて飢人をもとろ祀して達磨といはし
ひとよきもの隱逸の異人おりて其はく奇説
達したるへし志の事を後世よいはりて
浮屠の輩かれ飢人を達磨と称しそれ
其地を達磨塚とよび寺の建て達磨寺
と号し利傳縁かきに載て萬世に誑惑の

羅山文集　晴解雜録
神社考

三 行基菩薩ハ卵生なりといふ説

俗説云、行基菩薩ハ和泉国大鳥郷の土民の婢女薬師といふ者の子なり。母懐妊して十二月にしてうむところの卵をとりすてけるにあやしみ謗よい、もて門前の樹の枝にさしはさミおきしに、卵やぶれて男子いづ。是行基菩薩なりといへば、法まよく賢く、よく行状神異多し。

今按ずるに、俗士の人を称するとそハ必怪説を附会して其人を称するとおほかりし。時珍が本草綱目に呉産の者をしるしていはく、陸終氏が妻ハ孕て左脇より三人を出し、右の脇より三人を出すと。帝系に南の屈雍が妻王氏ハ右の腋下小腹の上より男児を生む。晋の時北魏の李宣が妻樊氏ハ額の上に瘡やぶれて子を生む。陽翟の女ハ妊て二十月に及で子母の背よりさく。考ずるに西雍楚記、五雑組には男子生ずることを載すを、あるひハ人卵より生るゝ者あり。右俗説行基がごとくこれあり。博物志に一国に光小王人一肉団をうむ、肉やぶれて千の男子あらはれ出世り。事文類聚に徐君が宮人卵を生む、やぶれて一男子を出す、徐偃王これなりと記せり。法苑珠林云、天竺に一女あり、海に入て身をあらふに精気に入て肉団をうむ、中より二女出る、是をわり。元亨釈書云、肥後国八代郡の者一肉団をうむ、卵やぶれて一女子を出す、舎利尼と号す。是かのく古今説に同し。舎利尼が事につきて今八代にあり、舎利寺と号す。

馬より生るゝ者あり [補] 後漢書云、是帝の光

和元年司徒長吏焉巡ゝるる人ゝとうもとわり色おり又大集經云
大三摩多ゝゝ夫人膝に交りて子を生む其耳口眼膝に似て身
人に数を。雜寶藏經云波羅奈國の山中に梵志ありて廉梵
志の精氣を浴て鹿の女子をうめり又一角仙人も此まゝひ
なり此外佛經に皆是非異有て如此たぐひにあらず諸
説くみえたり
是に人は禽獸に同じ我同胞の人と列論ならるを
忠と思へるより此説をとゝ出して天鹿此非祥なりて此
知へし　此段小補

新

新羅僧道行寶劔を竊とりて殺さるゝ話
俗説云天智天皇七年に新羅国の帝沙門道行をして
はかりして熱田の社に於る逆寄の草薙劔を盗
しむ道行劔をとりて帰らんとして遂に熱田明神

住吉明神とはかりにつりたまひ怪ゝみて来たまひし
劔をとりかへして社に於ゝ道行は新羅そこを
以て生不動とよびたれと津のちかくして劔とうけ
時に熱田明神生不動の形で蹴殺し給ふと云
今按ずるに日本紀云天智天皇御宇七年十一月
沙門道行盗草薙劔向新羅逃中路逢風雨歸
○古語拾遺云草薙劔尤是天璽自日本武尊凱
旋之年留在尾張熱田社外賊偷逃不能出境也
神物霊驗以此可觀中ゝわろを住吉明神に蹴殺
されたりと妄説をなすは又生不動の事非なり

正史實録によりて見るに草薙劔ハ道行がぬすみ
されし後ふたゝび禁裏にあり日本紀云朱鳥元
年六月戊寅卜天武天皇病祟草薙劔即日送置
于尾張國熱田社とあるを考ふべし

四 弘法大師驗德 附 守敏僧都が説

俗説云弘法大師ハ奇妙の驗徳多しあるひハ水なき
地面に水を出し塩なき山中に小塩を出し井を穿
水なきをもとめし所にあるひハ水を封してあるひハ火出
をとめて水を湯とし水の多きをひそめて火を消
真言秘密の肝要とおもして九字をほどこし惡魔を退
け災難をはらふと俗人此九字を行へばあらたに紀ハ急を行得てある信ずる者多し
て其徳あらはれしを又守敏僧都と法力をあらそふ敏
我まけりて行ところもなしと云

今按ずるに妄説なり無して奇怪不思議をし呪
しなす事ハ佛法にはあらず皆幻術といふものなり
其幻術ハもと西域より始まりて漢の武帝の時
に中國に流布せし前漢書張騫傳云以大鳥卵
及犂靬眩人獻於漢註曰眩讀與幻同即今吞刀吐火植瓜種樹屠人截馬之
術
元は童蒙婦女の目をおどろかすものにして正
者と信ずることにあらず唐太宗帝の貞觀十三年○

十二月に西域の僧来りてよく人を呪して其地
ところに死さしめ又呪して生しむ帝これを
志れしをところそ大史令傅奕につげ給ふ奕
いはく是邪術なり臣聞邪ハ正を犯すことあたはず
わくハ臣を呪さしめ給へし必らず行ハるまじ
帝これをゆるして彼僧に奕を呪さしむるに奕はすこし
もなくして僧かへつて倒れて死せしと通鑑綱目等に
記せり　又隋唐嘉話　劉賓客嘉話録　又水中記
括異志等に此事并に出たり
よく呪しまさことく今の世にも地形を見て茅を
たてゝ穿ちかせ侍るもあり又山中に陰城ハ此

并に其儘くハきまりに修法を以て俗姓乃井ならぬ水に并
を穿ちかせりしを此なる人へし　十所竜姓井乃水ゟよく出しくおもひ老人に御へし
又水を呪して死ぬ人さることそ水を封じ給ひしハ禄
非なるを反復験徳とおもひ空海など此宗をむを
むて問ふらなに陰を之へし　竜神の加を人ゟよび
出さる、所いろ〳〵にて封し来代まで此ゆるを以て
験さんや又水の所の渇ゟわくを率ひなり

〔補〕袪疑説ニ載呪水自沸法云正法出於自然故感應亦廣大邪法出於人為故多可喜之術見呪水者不施藥物立使騰沸乃以硇囊藏袖中用手法助之耳佛

なりわひさかんなるべし又九字も佛家よりいで
抱朴子云入山宜知六甲秘祝祝曰臨兵闘者皆
陣列前行凡九字常密祝之無所不辟要道不煩
此之謂也 居家必用云門并先畫四縦後畫五横是九字也 今世にいふ九
字ハ行字を除き前字の上に在の字を加へ書す
ことなり是みな土代邪法なり信ずるにたらず又
旱のときは雨を祈るまじなひすることもあれどもたゞ
あへて雲ハ人君なるを此旱をかけて百穀のみのら
ぬいふものを云君たる人其身をつゝしみくゝしわ
やまひを謝し政一なしたる民識をうしたまへり

宮室崇ぶる婦謁さかんなりし苞苴行るゝの讒
夫得るといふ六事我の人童男女八人と蘂しめ
て雲ゐを中華天子の雲なりて我朝皇極帝
の雲も大臬にまちよ似たり 補日本紀云皇極帝二年八月甲申朔日天皇幸南淵河上拜四方仰天而祈即大雨五日潤天下天下百姓倶称万歳曰至徳天皇
さのみなと借徒巫覡米識としてさかしらんせしめぬれ
みなもの我此禄たまはしかども不經のまで[illegible]
かして神明何をかは感格あらんや又き敏と
いへるは事偽なり慈悲ふ敷とやらん
画死信のいへるに不和なれハとて[illegible]

情なく祈つる故郷を去事や八旬に及ひ祈る事甚
神を祗禮とけるとくして納受まし神佛なりん
や是等の説あるく今空海と称まんとて妄作
すつけるなり空海をいし異なるは額とか何あ
てこま説のれしむへし　此段訂補

五

真雅阿闍梨在原業平を見て詠歌の説

俗説云真雅阿闍梨ハ空海弟子なり在原業平少年
にして憂陀羅丸といひしに心をかけて思ひあまりて
思ひ出るときはの山のいはつゝしいはねはこそあれ恋しきものを
やとよみしと云

今按ずるに玉伝深秘抄に在原業平十四歳よ
り真雅僧正にしたがひて密法ならびに和歌の故
詠歌等を真雅云此奥旨にありといへとも説とものぞ人
まで八真雅と業平男色の睦ありけるが八なきを
わかんの説よも業平信ももの　但し右の歌八真雅の
まじにとも見えし歌
歌よ比ら後今昔物語小世継十訓抄にも左大臣
藤原時平二十六七歳 二三十 の古語を叔父大納
言國経六十餘歳 十餘 八十八 なりしの彼妻ハ在原中納言
棟梁子業平の女齢二十なりしを見てかつ抱いかりて
久好ミなかて老ぬる人なれ妻とありしを悔

わかさおほさかにてよりあひしとて時平これを
うらみいかりてそねみ大納言の讒を得てこれを
流罪わたしめまた謀反の企ありと讒し大宰
権帥にうつしまつる車にのせて出ぬ国にかけさせ奉れとも
世のきこえをおそれてかくて終に身まかり給ふ
ふ山者岩清水にし
ありわたし給ひしとなり

一書にかへりて...
和漢朗詠集にも此詩のせたり

六 柳か絶て染殿后を悩ます説

俗説云柳かもと染殿の后のまはりに世にもたつ

正とよふ染殿后を見て染殿の色にめで愛執の念を發し病となり
ついに死して靈鬼となり后をなやま
すと一説には天狗となりて愛宕山太郎坊となる
今按るに真濟ハ弘法大師の弟子なり鬼となり
天狗となりて人をまよはしけり 補 二代實録云貞
觀二年二月廿五日丙午僧正傳燈大法師位真
濟卒六十一真濟俗姓紀朝臣左京人也祖正五
位下由長父正六位上御園真濟少年學大乘道
兼通外傳夙有識悟従大僧都空海受真言教授
兩部大法為傳法阿闍梨時年廿五入愛護山高尾峯

不出十二年嵯峨天皇聞其苦行爲内供奉十禪師承和之初入唐仁明天皇擢爲權律師文德天皇尊重爲權少僧都又轉權大僧都少頂爲僧正

やとなにをとりて王行實をのせたるにはなし 但し高野山の尾峯に入とありは後人附會して天狗となれりとせるなり 眞濟年にして後三十四年に終るを

て寛平三年に淨藏后六十九歳にて相應とう

けるなれば年月甚相違せり 一説に今峯山法師の是淨藏后法

なりや眞濟と紀僧正ともに七十歳に

なりし后の慕へ何の事なるべし これ我をとりて俗説の

おもはくまゝとなすべし 王代一覧を考ふるに寛平八年

二條后高子(清和后 陽成母)五十六歳にして東光寺の僧善祐[illegible]

善祐は伊豆國に流さるとあり 後撰集に善祐法師は伊豆の國に流されて侍りける時に母のもとに[illegible]

伊豆國に流されける時 [illegible]

〇拾遺集に善祐法師かく[illegible]

〇伊豆國熱海に紀僧正の墓あり 紀僧正の墓なりといふ 松ありて[illegible]

云僧云く紀僧正のあらはれしを[illegible]

のちにあらはれし善祐[illegible]

清師の墓なるべし

相なる善祐を真濟となし二条后を淨藏后とおもや

まり俗説となれるなるべし 此段小補

補 元昉僧正還亡乃相わるを説

俗説云沙門元昉入唐乃とき唐人元昉を相して元昉

還亡なるを日本にてハ加級娘へしたがハんとなり
此國にとゞまり給へとのりを君として日本に人て
ましハあらずして害にあへて
今按ずるに文敏翁評に云むかし漢の祖栴人と
いふもの宿きんとして行し栴人が人に迫なる
をきて宿せざりしていうをまて岑彭蜀を伐しに地營
するところ此地彭亡といへるをきて化変にいけるを
せしかども日く彼ようなるへのまうせにして
そのまりしに蜀の刺客にかゝりて同宿し
を夜岑彭をさしころし給へ　ますり後人これを綴して

る祖栴人ハ其名よろしからず後代まで福を全くし
岑彭ハ彭亡の名よろしからずしてそこにて害を生
きたる人もこれ元勝に似たるがきされとも勝字
をひ唐にわりとも淫悪わらはたゞんを身を全く
さん後朝すまとも淫悪あらんハあんそ災を生ぜん
や勝の淫なる蠱なる皆悪としても悪しき文那が
邪地の名の勝ハ皆きらんとなり　羅山文集　孝にあへし

七　志賀寺上人ハ京極御息所によりて後代にあ家徒

俗説云志賀寺の上人（一書に名ハ朝勤）京極の御息所を
見てその容色にまよひ思ひそめて被御不にいきり

度によみてすゝみし小御息所に思ひかけたてまつりし筆蹟
乃内より手をさし出されけるを上人とりつきて
是れは偽りの事にて其をのせたる書に見えず
て玉箒の歌をよみたるとなり

今按ずるに京極御息所は大系図を考ふるに藤
原時平公の四女褒子なり百人一首抄に褒子宇
多帝に寵せられて雅明親王載明親王をうみ給へり
兵部卿元良親王此御息所に忍びてかよひ給
ひてわすられて　後撰集云事いできて後に京極御息所につかはしける元良親王
ぬれば今はたおなじ難波なる身をつくしても

あはんとぞ思ふとよめりしかれば上人の事も密
通の事はさも有ぬべし然れども玉箒の歌
は上人の歌にあらず萬葉集廿天平寳字二年春
正月三日召侍従竪子王臣等令侍於内裏之東
屋垣下即賜玉箒肆宴于時内相藤原朝臣奉勅
作歌右中辨大伴家持とあれば家持の歌なり
然るを此歌を上人の歌とし　新古今集に此歌を正月子の日の
日暮に見えたる歌としけるは
ともに誤りて上人の歌としたるなり
なるべし

八　慧心僧都寂するとき胸より蓮華を生ずる説

俗説云、恵心僧都横川にて寂せしに、胸のあたりより青蓮華生じけるといふ。

今按ずるに、本草綱目李時珍が説に、牛の黄、狗の寳、馬の墨、鹿の玉、犀の通天、獣の鮓答、皆物の病にして、人これを以て寳とす。又人霊ありてこふなる紙此病をまねく説をみるや、禽獣とや人をや淋とやなるかにかれ石あるは獣の鮓答のなかにや、人のなりて癖媒や其腹中に生ずる金石にも似ずかへして此ありて物は寳にあらざるやもしれ皆物にて化をなし其故

あり。今鳥の卵の石となりて此をとりしことあり程氏遺書に波斯国の人、国中に古き塚をとりて此しに棺の内にひとつの此て心に石のことくにかくれ破ありし其中を見るに内に山水の模様ありて画のやうになりかたちうかゞ女もそれをみて欄によりてかなしみてこの此あり此女其後常に山水を愛するにてより朝夕意ここにのみ融結てかのことし宋潜渓文集に載る僧の伝法術と云者般舟三昧に法にて行て死をば殺すに火葬にかく化せずして

国立公文書館
National Archives of Japan

なゝなの光り(?)かゞやきしに其中に佛像あらはるゝ三寸皆
にありし是を見るにあらゆる百體具足して又微水に優婆
塞あり禅觀の法をおこなひ死すれば火葬
せしに肉に觀音の像をはなれざりしかば後こと
ごとく是を志物ふかくまもりてかゝる瑞を凝らし祥の
癖疾なりしと見えまくらにいはくゆへハ胸に蓮
華を生せしも常に蓮臺に生まれんと願ひしがゆゑ
凝結て病となりしものなるべし

九　西行法師普賢菩薩を拜せし説

俗説に西行法師江口の遊女がもとに立よりて前然(?)

遊女のもと普賢菩薩の姿とあらはれ白象に乗て飛
さりしなりといふ此事の人口にあまねく傳ふ人おほしといへどもはなはだ略せり(?)
今按ずるに撰集抄十訓抄古事談等にいはく
書寫の性空上人法華讀誦の功によりて六根
清淨になりたまひけるが生身の普賢を拜み
奉らんと祈念ありしに夢に七月の暁天童
來て室の遊女長者を拜むべしとぞ告ける
普賢ハ女の身とも現じ給へるなり室津に
ゆき長者のもとに至り給ひぬ　室ハ今の周防國室積播磨
國の室にハあらず　長者ある時上人に酒をすゝめて

めて周防の見えさりし此澤へゆきて風ふかれたまふとて
一書ニ此周防むかしは乃中ありて見ゆ風ふかれ やさしき人ハ知らぬ振して遊女た
周防ふかき波浪きへ行やまとまとひなやしぬ上
人同様に親しむへきことをすゝめ給ひて彼遊女普賢
の姿に現し六牙の白象にのり眉間より光を
はなちて居候男女をてらし微妙の音声をだし
て實相無漏の大海よ五塵六欲の風を吹ねと
も隨緣眞如の波たゝぬときなしと唱ひしが上人
感涙をながして眼を閉て見れハもとの
女のすがたなり周防見えさりし此ことを説いまだ

又眼をひらきて見れハ菩薩のすがたにて法門説給ひ又
かくのごとくする事しはしば敬禮して泣々かへり給ふ又
撰集抄に西行いまた見ぬ所ありて長月九日わたりけるに
江口といふ所をすきけるに家は南北の流
にさしはさみて心は旅人の往来の船に思ひをかくる
遊女のありさまいとあはれにはかなきものかなと
見たてりし時冬の雨降り出ぬれば時雨さへ
ふりしかハ宿かりけれど家主の惜みしや也ければ
されは江口の里をかりてやとりしに此遊女
ゆるさゝりしかバ西行のよみしとかや 新古今集云天王寺にまかりて

作りけるふことくなるのみきれハ江口よ世代ありけいふ
やうらりけるかりし作りたりきれハ
まてこそ於てかくり代たりの處より代わしむきたるま
ゆえなみそ作りしたれおかしの遊女を挑ミしひて新古
今集にも近し家代ハ何分山家集ふ家にあるとわり新古今
在女好 集ゟハ世代ハしかわりたり代して入
まりとく人やらしきけハかりの名よもろのとむかしとふ
あらのそしと加色して忍きたるよいも作りとあり代
二説を一本にも浮てし保存もとしうふなり

廣益俗説辨巻十五終

廣益俗説辨巻十六　人物補遺

公卿

補 小野宮實明賢人とよばるゝ説

補 大江匡房道理非道の私ある説

士庶

補 北條師時北條宗方が讒言に害せらるゝ説

補 太田道灌子息を悼む歌の説

補 大内義隆方角を忌説

婦女

補 小督局名言の説

補 白拍子微妙孝行の説

補 讃岐局が惣領北條政村が女子を悩ます説

補 棣棠花をもて蓑なきを示し賢れ女の説

廣益俗説辯巻十六 補遺

井澤長秀 輯録

此巻蒐輯遺漏編中ニ者ヲ附録ス人物部之尾ニ以テ故ニ與ヘ各條不次第ヲ見者勿レ訝

公卿

補 小野篁實明賢人とよばるゝ説

俗説云小野篁右大臣実明卿ともにえらみハ身ハすくれたる才能ありけれバ何事にはあれども徳ある人なかりしにうるみよ賢人と申せしも名残れん事残こひ秘かなれバ世に流れて顰蹙乃婦のすひすじ路の東の方にて他人又はゆゝさ

とかくいひてわさけなまくひがほしかりけるところに
わつらはしく家代はなりて移徙させられ年の夜大祢
たる火の草藁の縁よりしてかくまで消さりけると
なげきし見る程なる程なくもえつきてそわらけ
前代家人馬見にきてよき事しとも制して
けさ跡つ残れたりしが火大よかりにまりこは附
皆ちりしとみて車よせさせて出ざりすゞし
も家財をとらせさ及よりれめの門から賢者の名
わすれそ帝もそうしめまゐりことみみ感じて
もてなされけりあるへ後のこ教を為事しはかず

りなまらしかも火はきえぬ家はもえわたりけるにこそ
ことにわたりて天はくし災難人力とよいて
はせぬに元より大なる禍いづるべしわが此家一門
と打しむよもしれほど云まじける事後事になりそ
かくりの梅まひさくかれたりしかれハ清のみや賢人
ぞいひされこはやこれなり
今按ずるに世の実明賢者ともてはやされんて代
まくまれしと云ハ偽なるへし凡そ堯舜禹湯
文武周孔の聖人をも殷孟程朱の賢人をも見れ
りて聖の次第をいへは賢とはいふことの代

さらに徳行ありとも絶ハありうべけれども聖賢と
称せし徳行あまねくハでらさぬもあれバ称せん
まし聖賢のやまれしハまくことなる事にわ
降さと又火弥比火ミ比屋りにつまりしとぞ然ま
ぬまでさし至まりなりしまで火比もえあら
ざるハ天災なりし徒をけさハかへ付て大なるわ
ざハひおこらんと云れしこと又非なり家人ハ命
しても公の及んまで消しめきゆることなく人ハ
天災ともいふへしなんぞや消んともせて居け
れバ見付かまも称くさるなり又かくなり

まひ出まえさり身れハ徳いふ賢人とさるへから
ずしよしよ又ハ愚人とやまま体也おやまり
ましまし可尤あるへし

補 大江匡房道理非道の舩の説

俗説云大江匡房中納言太宰権帥にて任に赴
きむり後身りけるよ道理にて取ると然ある物ハ舩一艘
に積み非道にて取る物をも同一艘に積みてかへ
舟せけるに道理の舩ハ入海し非道の舩ハ難なく
着きける江帥いかれ事の八世となりや季に成ぬる
人正直なる舟しまりてそ海に入けるとれ代さとさん

まさにかくつきてのかたられけるとかや

今按ずるに此説偽なるべし因て考ふるに東漢の楽羊子金一餅を路にて拾ひ得て妻にわたしけるに妻のいはく志士ハ盗泉の水をのまず廉者ハ嗟来の食をうけずと聞いかんぞ拾ひ得たる財を以て其行をけがさんやといましめけれバ羊子大にはぢて金を地にすてゝ去りけるとぞ　東漢記

又呂氏春秋に東方に士あり爰旌目といふ他所に行とて途中にて甚飢に及び人たふれけるところに狐父といふところの丘といふ盗と

彼のものみて持たる餐をおろしてくらはしむるに爰旌目これをくらひ餔て後人にとふところはそれかれ何者ぞと問ひけれバ我ハ狐父の丘なりと答ふ爰旌目聞て汝ハ盗なりなんぞ我に食をくらはしむるや吾義死をとるとも汝が食物くらはじとて地に手をつきて吐きけれどもおもハ嗒嗒然として地に伏て遂に死をとりける志士の行実彼も此くれども徒らに死をえたるなりさるもの臣房民の財産をむさぼり私に積て不理非道をとがめずみんや恥して佞者のわざ

つゝしむ

士庶

北條師時は北条宗方が悪霊に害せらるゝ説

俗説云北條相模守貞時剃髪の後嫡孫相模守師
時執権の連署となしむるところに徳治二年七
月にし北のかたより北条駿河守宗方が亡霊来りて師時
に恨を報せんとて来りしよし声をいひ入れ耳にはなき
とくも師時か耳にのみきこえ人々すり後には絶とある
もしかばきえるへに見てまへり師時これを恐て祈祷を
いたし法条に護摩修法をしらしむれともしるしなし
し形しむ後よりして身心つかれ怖しく同九
月十日師時たゞ一人亭に座して庭を見て居けれ
ばまた宗方か悪霊長刀をとり来て廣庇よりしのびか
れ師時も太刀をもちて起しか胸のあたりを刺さ
まるゝと覚へ其まゝ地に倒れ血をはくこと一斗ばかりにし
て死す随従のものも家内上下わかちそれをみて驚き
たりしまれハやくく人ゝ絶はてそかくしかたし
かくて日の暮はとくはかりに来りとぞいへり
今先儒の説を考るに良霄死して鄭国に禍ひし

彭生死して齊襄王に禍せしたぐひハ道理の
中の一種にて理なき人にあらず理を以て生しこれ
理にあらずして絶るハ魂の散り魄くだる若この
ところの理いまだ尽ざる時ハたちまち冤鬼讐敵に
また死して後もなを凝て解ず憤結てとれを
まちまちに因りて稀氣人に觸て執着殺をなせど
なにとわり見するに鬼神の變めして常の理に
ハあらず古戰場の如き夜ふけて雨ふる時ハ陰と陰
申ましきるに薰蒸して形を現し聲を發となり
西域濕く絶ずと魑魅とはなくみちく充みち魂魄散

まだ治しと速かにしてきたり給ふが子（比干伍子胥）
ふ死して妖となる次屈原汨羅に死して萬代
なるを知る達士ハ死生一理なるをしりて終
まで一氣とむしろ化せざるが故なり良臣伍子胥
のごときハいたづらに冤たる憤恨の氣散せずして
讐敵を殺て其孫の家の絶たるに焼
みかはのことき是に似たる家もあるべくしかのみや
但し論衡に大將軍灌夫竇嬰田蚡に怨して
なほ灌夫を殺さしめて後いくばくなくして田蚡病あり
かくのごとくに灌夫が居るを先見けるが病九宴見ると

ありしかば師時つゐに方を殺して後彼が命に死せりさて霊必讐を復さんとおもふ疑心胸中に凝て疾を起し衰行の力つきて方が叫聲を感しそれより終に眼をやめるものの夢中に此義を見なしといへども甚だ荒よわくおぼえて考ふべし

〔補〕太田道灌子息を悼む歌の説

俗説云太田道灌子息におくれて一周忌にあたりてうらめしく又来る此月日の影かくれしこそおもへとかく人〻は道灌の子息の死とぞいへりまたおもはれ世にしれたる歌也今按るにこれはよみたる事もあらずおもむき

一 今按ずるに道灌の子息にをくれし説なし孫なり慕景集に云持兼の妻三河よりたより侍る子を先だちてやむ事ありしがひとつらにつとめて無事に後のわざをもいとなみ侍る孫の三年のわざのひよわりめぐりていはちあはれは何か比いふちの空もなくかなしく地にしつくなやむかなくと社てあれとに思ひつかへしけるおけるしくまさうし死して此月日のすくわりまとしつるのミつふとむかへて持兼妻のへし二者の歌ふ書わり遣し二死もいましてもわすられはてそ思ひいでさふあとおる

考へ知るべし

補 大内義隆方角を忌説

俗説云大内左京大夫義隆ハ天下にいまだ抱大名にて周防国山口に住居をし武名をとゞろかして花車を好み
あり陰陽に物忌いむこと甚しく家人に屋敷わたまふ事に水性の者ハ北木性の者ハ東火性の者は南金性の者ハ西と定む若木性の者金性の子孫ある事ハ西の方にむけく事なり
今按ずるに大内氏此をこれわらいハ今の世にもさくひの者わりて或ハ家我をすてて地をうつしけれ東北の角ハ鬼門なりて今年彼方ハ金神なり
鬼門金神の事ハ本朝俚諺にみゆ

出用にて土かうこかる水神荒神の祟疫病瘧瘡の咒咀遠愛敬男女の相生葬送の日令鑑判うしなひにまもと忌夢見烏啼雞の宵鳴狗の長吠幽霊妖物野狐金花猫なとく悪鬼尼嫗ハことさら狸よりし純を此に似てもあらんり武士のかくのこと純ハ見に問もわきましくしく耳をおくして若史書のみの理とわきまへ吉凶禍福をひともとめの道をさもん為に芸事芸物とて天よまかせハ宇宙のわくされをそ何にかうれむや

婦女

補 小督局名言の説

俗説云小督局ハ賢女なり（一説ニ云源小川よ作らし小和泉局とよるを［illegible］）いろく世よわやし死とて代かうりて其ハり分かれをとと
き其多くしかうく御よあれ流孫よ分くし弟云其み分れハ万吉万當ことくなかれをやすして身残まるのへし

今按ずるに小督局ハ淫婦なりとし先認隆房［illegible］

小通し後よ内よめされて帝の寵ふかゝりしかからた代隆房よおもひし事詳よ隆房の兄ろから汜とり艶詞小カんくまり（艶詞ハ隆房小督よおもひとりくくしくもちかよ［illegible］）汜平家物語とハ大よ異なりもとを云を見てさ人とわぬ事の者これを考ふ徳しくはてくかゝれ

補 白拍子微妙孝行の説

俗説云源頼家比企判官能員の寵ふかゝり近く来りに京都より下向せし白拍子の微妙といふを見出すまりしか二十ちからにく容顔ならく歌声かぎりなく妙なりしが負つい白拍子ハ愁訴の事ありて今その微妙の

よんじろ欽自筆にかゝ給ひしとて出されし執家えんしれける
に序を書給ひぬる人ありけれいま都のうちにやある
さしあ給へ執家ほどもしる子細をかゝるべしともかうらしうる
徴妙ハ十ばかりの時ハ去年建久八年中に父右馬尉為成
縁にふれて禁獄せられ其後奥州の夷よまかりて
奴となれり母ハこれをかなしみてほどなくうせたりしかバ父か
ゆくゑをしらんために自損してかたちをやつして都へ
来りて執家のもとに参りて孝行を感し
いまだ奥州へハ人をやりて尋ねずにありしに為成ハ死しける
よし聞えしかバ徴妙ハなげきのあまりに尼となり

蓮尼といふ
今按ずるに徴妙が父を慕ふの志ありともわすれ
ぬべしといへども孝とする所に身をそこなひ全を
なれハ孔子曰脩身慎行恐辱先也と人たる子と
しては一言一行の非もその親を辱しめんこと
をおそれつゝしむといへども徴妙が父のゆくゑを尋ん
ためなりとて自損してかたちをかへ徴妙が清し行を
縁として父母をたづねしかバ若言行ハつゝしまれ
がたけれども父母を慕ふこゝろざしハうしなひたる
千丈の堤も螻蟻の穴よりくづるとやらんそれハ

いかなる世界へかくれけん見えずなりし光
ぬかく出らしてゆりをさく事ところなり

補 讃岐国の悪霊に条殿村の女子とたやもしれ従

従俗云文應元年十月十五日に条桐摸ち殿村の女子
を此くおしはと身ら口とらしはていたくわまハ見比金判友
鉄負のむしと先讃岐国なりうらむことわけて大蛇也
なり比金若此池よすむ先生代々かしさ絵本とけ治りき
といふ殿村の人をさ先よ俗代誌し頓写の法華を書
其後代ともくらひしかハ物の怪ハさ絶ぬなり
今按ずるに本是陰陽の精爽天地の間にいでくる沉溺

とはいと鬼神といひ人死ふかく身の魂魄といふ
鬼神と魂魄とハ比也ちと物類ハ形に留まそ陰
故なり死をはよれたてハ大虚よ帰して一物なり
されとたへし此人なるを伸しひハ次のこちえて
故み後よ似まりつゝへハまにいまりて死て後も
くつまし毎しかうさ人悪根を抱て死ては
去りくそ此身すしるるよ帰しかく気ちと凝つそ
わうさうのは侍てきんまはことわりまさへハ秋よ
なりて生かり花咲かぬしうふ事まくあしかひまわり
中にへとと怪もあらぬ怪とらへ為ハ力及はまよく量

せられしハたゞ前漢の李夫人死して後其霊武
帝にまみゆ 世に云反魂香の事なり 白氏文集東坡集等に出 といふごとく
武帝詩をつくりて是耶非耶立而望之偏娜々
何冉々来遅也と賦せり 此詩古詩帰 白氏文集に出 後人李氏為
人奸譎邪妖なる故にかくいひしとぞ是より
況や獲役属己の不出の一情君 或家の男 又其縁負及
一族しく其小條のために殺され憂憤して死してのち
其怨恨の気凝て数を販村の女子につきし
かれども是大蛇に再生しけるといふ癡中の
讒語なりそれを仍なり又呉亀佛経によれてさ

つらしゆえ其ハ左をなすべし平素佛経ハ多くの人と共
に此なる事ともいふ故に其経の声に感じてそこ霊
承の気散じ去れなり李之が呉爆枝によりて去られ
て散じ去るといへり
も又人其の精神をわかれて滅せずと說き
き説かれし歳わり風俗通に載鮒君神李君
祚韓文に載木居士の類なりそれらを邪と排
き正統提要論弁取舍をわかよいふて八妄肺也
眼なき者のうらひさへそころにわらをそ

補

棣棠花をよみて蓑なき花とし光き女の娩
俗説云太田道灌狩に出られ者ろを把邪中にて

あまよおひ土民の家に立よりて嚢をかうせうまゐる
ふ賤女主人ありけるの仰といふてを取くて座ますさ
一枝さ打あのうち中道灌の前ゝよ盃ふりこれハ頭ふ
七重八重花ハさけとも山ふきのみの一つたにかしふ
なきぞかなしきと申されけれハ嚢なき紀て終さ
え申さりけるそこしるし歌なり
今按るに後拾遺集に小倉の家にすみ侍り
ける頃雨のふりける日嚢かる人の侍りけれハ
やまふきの枝を折てとらせ侍りけり心もえてま
かりすきて又の日やまふきの心もえさりしよし

いひおこせて侍りける返事に兼明親王 七重八
重花ハさけともやまふきのみのひとつたになきそ
あやしき此説によりて侍へきにやさし賤女
兼明親王の歌詠おほえ居てかく含咲ありしにや是れ
に限りて考ふるに續古事談に待賢門院法金剛
院ほりて御幸ありし時に林賢といふ法師滝
のおちたるにかれをよませて一首のうた給書きたり
故毛をたれてにほひそめたるもの色よまる川代を今よ
滸の糸の二條長實卿ぞ紙わさ家りて和歌
ましけ歌 たれなき紀にしかしら紙を法師ほのよ

囚獄によりいれられしをあけくれうらみなげきしが遂に
みまかりしと行をやまずして死をとゞ化出し女色法師
にならしむ此妙の中ひとつをならひやみとよなしのまゝれ
ありけん人門でかきそらいまへらるそ

廣益俗説辨巻十六終

廣益俗説辨巻十七目録

近世

近藤勇之允敵討の説
篠井半十郎敵討の説
ある者他の罪を我身に負説
ある人従士の出奔せるにとられ子を遣して佗孫
をひらふ説
名残おしみて母と出家せし説
ある人軍学者評せし説
塚原沢田氏父の敵を討し説

廣益俗説辨巻十七　　井澤長秀　輯録

近世

此巻ハ人の物語を記て論をまじへず只其説の非をしるせり
ちかころ人の書る書にあやまりたることあれハ俗説となるも
書出して是を正す其中にも又人に名付て所を記すもあり

近衛殿の先駆討の説

俗説云中ごろ紀州の國の領主の家人近衛殿の先駆を
荻田伊賀守といふ者喧嘩によりて伊賀守近衛殿の先駆を
討て立のき播磨國に行して後代森脇自宗と改め
かくれ住て兵術を指南して渡世とす近衛殿の家人の子
しもの父の敵をうたんがために播州にゆきて自宗が弟子と
成て自宗が下人となりて年月を送りけるに人と称す
自宗を討て本意をとげしかバ十死一生の為称なり

勤る元かくこゝろ代をかれとも看病(カンベウ)し数(ス)月におよひ
金しらぬ勤る元自宋よしみにて甚(ソカシ)これを言に
うけれらを後勤の事のみ勤し元とらひなるのなり
父のわか代援(カヘ)さん為此間に来ても下人とありてう
かふこと彼によるところもとも其方の好(スキ)こゝかしこあまり
病よく彼しみ後へハまことを深くして看病(カンベウ)し
性(スイ)気(キ)の弱(コ)きを生化になりいさ尋常(ヒジヤウ)よりもたとし
かさんと父は自宋を此後からハ異にありとて容
のあるを受し双方(ソウハウ)力とかえりらさんくも初あひ
先の自宋後との其いさんりらするかとかけとてわま

其方の孝行(コウ〃)のこゝろさし也今度の病中にかく
と深くして看病せられし恩(ヲン)を感(カン)じ一生ハ手向(テムカヒ)し
難(カタ)し討(ウツ)てなきはほけるまじと首(ヒト)とし人々に語り
勤る元わされとても存しかとも叶せしうか情(ナサケ)われ
侍代討をかへりて失此罰(ハツ)わるれ也親(ヲヤ)のかゝ紀かしれハ
まとしく度こゝろへかきれたるも一旦(タン)のかきさけなりて
命代こゝをけまらちをはやとて双方(ソウハウ)にかゝわるまじ事
甚しきはは人々の妨をも見せ人へとも感せぬハなか
かりしとぞ
今按に勤る元父の敵(テキ)をうちえんとそ敵は下人へ

中ふたゝびおこしわやま悦ありしそ其網ハむそしく趙襄子智伯をほろぼせし智伯の臣豫讓が漆をぬり炭を呑癩人のまねして敵をねらひしは古人の豫讓といふ名にて出智伯より人の知ゆゑなんとおもふて討死しといふ豫讓ことへて質を素絹臣となりて主の仇数をおこしとも忠なるものはむかしより聞ての主にあらて汝によ敵の半絶ようこれより当主人も殺して松らんハ勤も兄ありてとありまて敵の下人をとなる時ハ主君の弑ころの逆罪の家へも汝又自害勤も兄の孝志か

報しこ己の疾代にてしか是に感じ首代伸してし思んと以ふて非なり其身ハ父母の遺躰なれハ毀傷さしんことを代にそ此に父ならぬと愚輩よわ半し文勤る兄自害の言よめて命を助くる非なりされ敵をうつ所ハ父の讐なり敵とゆるさは私の讐なり首代の為にこらえるなりし感しるとも天といふことなれとわかれたり忠孝の道にはそし知て父の快知らさりたり畢竟不學の故にこ此いでたるとを恨むへし

篠井半十郎敵討の説

俗説に云、中ごろ京北家人、篠井半左衛門、梶原平三郎と喧嘩に及び、平三郎、半左衛門を討て逃のがれける。半左衛門の子半十郎此時五歳なりしが、十二歳より父の敵をうたんと諸方をめぐり、諸国をめぐりけるが、十七の年より隣国の方にて法談おこなはれけるに人々まいりければ、半十郎も其座に在しに、導師讃嘆して後、僧の身のうへより経歴を語り、祝訓釋の後讃嘆に向て申けるハ、某もと其国のものにて梶原平三郎といひしが、

有ことにて傍輩篠井半左衛門といふ者を討て逃出しのち、出家となり非を懺悔するに無量の罪をかろしめんとおもひ、法談の上にて如此懺悔すと語れば、御身の讃嘆の中より十六七なる男座を出て、御身ハ梶原平三郎なりや、我こそ篠井半左衛門が嫡息半十郎なり、父の敵なれバ討べしと飛かゝりて、かの僧を一刀に切りける。諸人是を見て僧の弟子讃嘆取かこみ、半十郎を押へ御領主に注進しける。人を添て本国へつかはされけるに、わたくしけるがいかなるうちより負傷し、半十郎ハ父の敵をうちて討るゝ

あることなれハ御法ともかはりし此武士にあらすとて汲ゐとりて
なへて佛神同前の由家をなさる者切あれハ又死
済ミまして帰りされしに父の敵討なれハ刑罰ゆるされ
ことなきれとも殺すなれとも死罪を免除して国中を
追放せられしのミにて国法をゆるし第一とあり
今按るに半十郎幼少にて父を討れて敵をもとめ
出て数年辛苦して其後敵にあひて其人を
面々見しりたるに敵のころしりわけたり丈に恐挙て
なりしと名乗て半十郎か孝心天によ通さる敵諸所の
敵の獄中にありて詮宜し謹申也とて何にとも

武運ふかゝりへ家なりて但し敵を袖なしいハゝ何ある
ところ者といへいそれ孫とそおもへハ虎狼よ親をとる
されんよかきしハ畜生なきにはあるにいそれゆゑ
きんや昔漢の蘓不韋といふ者司隷校尉李暠
ところ殺して父の仇をうたむとて其後父の孫を養
かなひとるをと欲李暠か妻と其小児を殺ろし暠か
父阜か屍を殺ありてかうしむ士大夫蘓不韋か不
孝をしなよ郭林宗ゟ是を論して蘓不韋をよく
ましてきて殺れされとも報となれとしれ
此し伍子胥よ比さとも是まゝて同じとれるハ

らきあらして我しはすれども守門と如くに存る父の
わが成むくなむかるよ婦女小兒などに称しも
かなと伝りかくれども義者のことと申し者すかにゆるも
それつゝ不孝の成さ進ぎて称揚するはいかん也傍不なり
まれはらいはよ及ひもせきて死りしにあるんや其
ら人敵むりしまりの傍かをせよ父のわさあるを徒は
討伐しまして傍輩とさろうしなかうて合戦し
みてのけのつ進伝しそりおまれハ敵討とい申も
擢よわれ信文傍とあるとのハさうつされすして志うへ
臆病のうきもう人ハ人とさろつきさいあやうく合さハ蹈家

甚へし篠井か主君の後の孝心の非に通し
また彼を歟し武運の冥加を称せんとふたる
ものゝかわりを追放をしいてはさぬし
わの者他の罪伐我身よ負説
謗説云いはれなき縁ありわか国よ二人の職田あり
一人ハ小壺とて日備をわすとして独身たり
一人ハ甚七郎とて家富る猿猴屋よりの縁の家
甚七郎か家よう大さ者にして隣家の小壺の方
より火伐付をうといはれなきとてもあるにて其悲の
粥ともり二人あれ者伐咲味しもあるふん小壺の宰相

甚七郎か出火ハし半年ばかり家内のうちくるしく稼ひ
しハ秋八月に川にしづめたてまつりけれハ殺されけるとも
く親しかりしを甚七郎ハ妻子(さいし)従類(じうるい)おほくの者とも
よろこひしかるへきのなげきとわか身にうけて死をまぬ
かれしに先まち出すも其出火(しゆつくわ)にて縁し申ける
らば領主(りやうしゆ)甚便なりとハ甚七郎ハ其中より科(とか)なし
小差つきもあまた子細(しさい)ありて二人ともによびなし其
後ま小差つかふ其後さしたれば是ハ貴賤(きせん)上下に
しらせんとの感(かん)をおこさせりしとなり
今按ずるに貴賤おしなべて善人もあしきものハ凶を

く父母の遺體(ゐたい)なり古歌(こか)にわきまへなくわきまへも
なかりしを絶人なれバそのいましめもやぶりがたきを命を
失ひ戦々(せん〳〵)兢々(きやう〳〵)として深淵(ふかきふち)にのぞむがごとく
薄氷(うすきこほり)をふむがごとくにと人の身を塵芥(きんかい)のごとく
みかろしめし人なりとも代をさうけ出川をのぞめ
なりとて刑(けい)をうけ出んとて代を唐ハ闇愚(あんぐ)なる
ものハいかなるわざにわきまへ死絶なりとも
みこの代領主(りやうしゆ)愚(おろか)ばかりなくしてまきれハてをる
もろしも其出火の出火(しゆつくわ)ハしく人々ををしへ
まうかるしてて則(そく)坐(さ)に貴賤(はは)分人もちとり

かうしかゝるよ代無礼にして号てしうハ大名のかれ
遠なり
ある人へ従士の出奔を汝と存ずるを遣して尋ね
しむる號
綰説云中比ある家人ハ家来罪科ありてころされ
為とよきさとなりしにかのもの出奔してきこ道
あるまゝ悪より主君科人へる道留に汝と名付る
と知その時ちらの朱海の父強盗してゆきて主
須海より海をこちらたる尋ね出して来るへしと
ゆえされ家来ハかしこより彼しそ父のかれ孫

あゐる所にゆきて主君のまへの傍によりて御於
来とらう孫係此ら人ハいかゝくへ落ゆきし跡へ廻施
まみ命の小切役中し彼をせらすに然て腹切さら
増くら代主君のうらかれたり其身ハ則時よりと
とう切て出家しけり一説よハ主君の手をへ倶よ役切て
そ婢しきりしとおり
とゝろかれ子のふゝろ手の忠孝婦人のかゝるものとと
しと感しけるとかや
今按るよ主人ハ出奔の昔代ららるえんと思ゆる
別人をとして尋ね出さむへし志つ所よ罪人の子
よ命を汝をを主門ても子よ彼科人父祖の旧功

わが子の父ハ其身の勤労ありがたくおもひてかくのごとく
みなして其まゝにかくしおきて家の法度を背
きなどをのせてさしおかんやうもなきれいなく
やはらかにすら隠しおかれ候ひして進退のかたく生居
ましてしきのう役家老役人等迄つまびらかにして主人の君
耳に入ハ御とかめハ死ハろうそくでいかゞかまへき汝かの
いと悩ませる事をもわかさるものと存ずる有の孫
にて世を父母のくらしハ殺害して其れを世よの下に候
無し其よの御ころの世に是非ありと去ぬとて父母
其それ文色かゝをは殺るや其れとのをかけかく父の腹

其首を切してをのれ無辜を殺せり其罪ハ因て始り
むかし舜の世の時まで此法ありけるにや古人のいはく瞽
瞍罪を犯さん時ハいかゞせんと問しに孟子論して
舜ハ天子の位をすてゝ瞽瞍を負てのがれさん海
ぞんとのたまへり是を考へて彼者の不孝なる事をしるべし
名代是によりて母を殺すと説
俗説に云中古のある士浪人の身となりて本国よ
老母をもち在しが他国にいたりて奉公しけれバ
母をむかへんが為本国に帰り道にてかたきに遭
盗人に行あひて本よりもちてこれを両人ぞへる其の

ありたよりて見れバ彼のゝ母なりかゝりさまよひの
みなしてあさけるやと思案をめぐらせしもせん
うこなし此士ハ他手よりまへ盗人なれバ名代四方に
わかちたんより秘かによかちく跡をしたふらなんとも
かハ刀をぬきひてわきのうちに附居る番人ハさしをき
ちかひ母かくひ代をえてまけたまうり追ちうされける
番人ともえのうちに縁よりかへりて盗人を見るに首
かねて跡ハ賊ちうりを刑よ杉となすとて以人とも首あたへ
して誰といふに代えらもかの士ハ母かくひとを望て
うつ葬りをま主人か方に帰りて首級を相のへ子として

母かくひをとらば不孝の罪のかれがたしかゝる不孝の
身をもちて君に仕へん事も恥かしいと母をさそひて
共に出家して母の後世をいのり一生をおくりけれ
主君きゝて此は稀なる孝行の剛強なり母を呼て
よ抛とさらせんとありしハ首級切て名をかくし難儀を
仍かくろうさし器量よの清貧の擢拜をとりしたる孫
莫をも孔をもつて仕官しぬものを忠孝慈悲の
士也と感涙にしてるのとかや
今按ずるに此士か不為不孝言語に及ひかたし
其叙ハ昔宋の徽州の鮑壽孫といふもの父賊

のちふたゝび擒(トラハ)るゝ賊のために樹(キ)にしばりつけてころ
さんとす。弟と此鮑(ホウ)寺(エイ)孫(ソン)来(キタ)り救(スク)ひて父か死に
かはらんことを賊に乞ふ。賊(ゾク)ゆるさずしてふたりなが
ら命をすてきさる事ありて右の士(サムラヒ)も
母かかはらんとあらそふを見ていたみて此刑(ケイ)にかか
りて死せしかや。親(オヤ)の生なる時は我身をもたもつへき
命をもかへりみるは孝の本なり。然るに情(ナサケ)なく親(オヤ)を
切(キツ)て名(ナ)をとらしむるは、はなはだ罪
無き刑(ケイ)に処(シヨ)して其ものなさけなし
みそれ呉(ゴ)起(キ)か己(ヲノレ)か母を葬(ホウ)むらざるにはまされり

見て退(シリゾ)かしむ。かの白(ハク)楽(ラク)天(テン)も烏(カラス)の反(ハン)哺(ホ)にはづかしと
いへりとて 昔(ムカシ)有(アリ)呉(ゴ)起(キ)者(トイフモノ)母(ハ)歿(ホツシテ)喪(モニ)不(ス)臨(ノゾマ)嗟(アヽ)哉(カナ)斯(コノ)徒(トモガラ)
其(ソノ)心(コヽロ)不(ス)如(シカ)禽(トリニモ)と賦(フ)せり。若(モシ)母を切(キリ)し者あらんには
禽(トリ)獣にもおとりし者、識(シキ)者のかならず大罪(ザイ)なりと
孝(カウ)子(シ)のさまに背てはいへるも不(フ)思(シ)議(ギ)なり。変(ヘン)に
みな親(ナニ)に及(ヲヨ)ふとも親をかへりみて主(シユ)君(クン)に
切(キリ)り孫にもあるへし
もあるへし

或人、軍(グン)学(ガク)者(シヤ)の評(ヒヤウ)を俗説
俗説云、昔諸(シヨ)侯(コウ)の孫(モト)に他(タ)国(コク)より軍(グン)学(ガク)者(シヤ)来りて

克明館蔵書

奉公をつとめけるに彼諸侯百姓をさんと議せられし
し北近習の者ひとつくされきしに此ころ軍学者あり
宅に尋ね孫作によりふし此弐代続て兵作ぬるところ
をうち察て見作人ハ上の諸孫の弐代続作より八
大おろの薪をとりかやし作ひつきりれはさかさうそ
ハ軍学もさそとやまされハ老なりとて抱へられ
さりけるも

今按るによこれ理をわ弛せよへきはを知ら孫たり
世よわら梅ぬるところ此事一人まて全く行ふ家
ものかし我れて彼失をるわり彼れて我失まる

わりぬとへハ隋侯の珠ハ寶なれとも雀を深くにハ
泥丸にしかす鏌鎁の剣ハ利とへとも草を刈にハ
鎌にしかす虎象ハ猛しといへとも鼠をとらふ事ハ
猫にしかす猿ハよく木にのほれとも水に入事ハ魚
鼈におよはすされハ其によろしきところをもちゐて
をほふる事をそしれハ車をみかやうて陸
おれして羽なき足をいそにうる文育なる人あ
澤を越と舞ひ蟹の遠きなれし索協るんハわれ
へりしもと
塚原源氏・父の敵を討さる後

偖我か中に於いて近所の国の諸侯の家人赤星平
蔵傍輩塚原源左衛門と討て逐電せし源左衛門の子
源四郎敵をとらんとおもひ主君より暇を乞ひてうち出ん
とせしところに主君他国への使者を仰つけられて道を
非常に出立し途中にて不知の者とに纔
おかりて旅人に落されして絡へたまり薬よ遣ひをよ
ちる源四郎それより見るに父の敵平蔵なりしと
きこえ君命によりて健をいひ辞退死人同前なる者
となりて旅宿に病がしと云ひ薬代をかりおり亦此者
をかりよえ代薬を用ひ正気つきて見まへしにて通

の病を介抱し通りすぎるに平蔵薬代のことを心配しよ
なりかれ此物語を披見し源四郎のこころざしを感じ
宿所よりゆきて陳謝し源左衛門の墓の前にて切
腹しまれハ源四郎わかしくしてかの首を石塔に
そなへけるが国中打ちかへて源四郎の敵を討されハ
とらきまかりまかされしかもと感を起すハなかりしとや
今按ずるに源四郎父を殺されしより名月より
拾ひ介抱せしものなるにうかくはとも落さるハ打と
きこえぬなり又癩病をもしこの我身わひも思ひ
傍輩に恨ありて死しけるものなりけれハ

克明館蔵書

に川を以て殺し忍びしく思ひぬれば父へ帰り来る也
あめるに僅かりしことあやまりなり業残せず皆去ぬ
疎くせ死て迷ひ病にもなりぬれば死なんとすることなれ
なら〻後使を遅滞（ちたい）し主君とて主君に諫言（かんとう）
世の為にもあらず親の未だ先に身を惜む人とこれあり
まだ世の御残骸（こもんき）にかゝりて首残さじして眼前（かんせん）の
敵残れりせしはいひと口惜しく文武にもたらずこれを
己が方よりあやまり死ぬることやまたその忍びをおもふこと
して敵（てき）に腹（はら）をきらるゐつとありけるに死首（しにくび）をとらる
なる事をなし是ら忍びを敵にさらさぬにはこれにます

されば是を感ぜしはいつも酒を以て称したるに付く
武名（ぶとう）不吟味（きんみ）の家風（かふう）たるべし
侍たる者よくよくあやまりなく武士の常は此説を以て
あやまつべからず常の出世のためは死せざれをの残されを
戒めに餘（よ）の類（るい）して第一とすべし

廣益俗説辨巻十七終

克明館文庫印

国立公文書館
National Archives of Japan